

## 被疑者の国選弁護人選任について

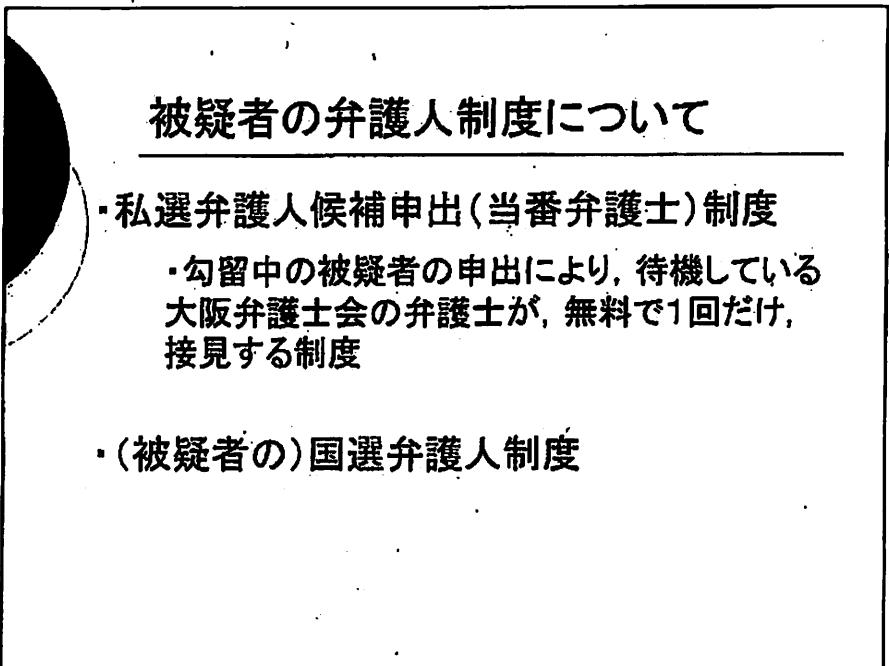
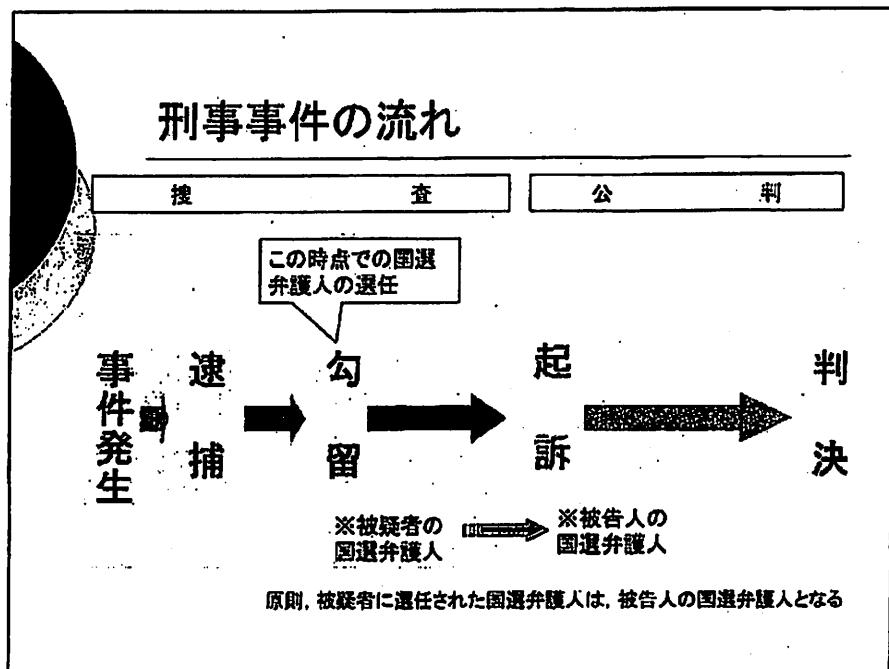
手続と当直事務における事務処理について

### 国選弁護人とは…?

- 裁判所又は裁判官が被疑者(被告人)のために付す弁護人のことである。
- 国選弁護人は、被疑者(被告人)の正当な利益を擁護する役目を担う。

国選弁護人制度により、被疑者からの請求があり、ある一定の要件を充たせば、裁判官は、国選弁護人を選任しなければならない。

※一定の要件のもと、国選弁護人を職権で選任することができる。



## 両制度の違いについて

### ・私選弁護人選任申出(当番弁護士)制度

- ・被疑事件に制限がない。
- ・申出があれば、大阪弁護士会に申出を行う。

FAX  
留守番電話

### ・(被疑者の)国選弁護人制度

- ・被疑事件に制限がない。
- ・申出があれば、法テラスに申出を行う。

FAX

## ～要件審査～

### 被疑者に国選弁護人を選任できる要件

1. 被疑者について勾留状が発せられている場合
2. 被疑者が、貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないとき



これら要件に当てはまる場合、被疑者の請求により、国選弁護人を選任しなければならない。(刑事訴訟法37条の2)

※ただし、一定の要件のもと、職権で選任することができる。(刑事訴訟法37条の4)

**要件1 被疑者について勾留状が発せられている場合(1)**

勾留状が発付されていることが要件



国選弁護人選任指名通知依頼には、発付後の勾留状の写しが必要

勾留手続における請求の態様

- ① 勾留請求と同時に国選弁護人選任を請求
- ② 勾留質問時に国選弁護人選任を請求

**要件1 被疑者について勾留状が発せられている場合(2)**

勾留中の被疑者が国選弁護人の選任請求をする場合



留置施設から以下の書面がファックスで提出される

- ・国選弁護人選任請求書・資力申告書
- ・勾留状の全ページの写し(なければ提出するよう指示)

要件2 被疑者が、貧困その他の事由により  
自ら弁護人を選任することができないとき(1)

## 貧困のため とは・・



国選弁護人選任請求書「3 資力申告」の資産合計額が 50万円未満 であること。

# 國選弁護人選任請求書・資力申告書

## 要件2 被疑者が、貧困その他の事由により 自ら弁護人を選任することができないとき(2)

### ・被疑者の資力が50万円以上の場合

先に私選弁護の申し出を行う

↓  
私選弁護人が選任できなかつた  
場合

↓  
国選弁護人の選任請求が可能

#### ～必要書類～

- ・国選弁護人選任請求書・資力申告書
- ・勾留状写し
- ・弁護人不在・不受任通知書

要・確認！

## 国選弁護人の選任手続の概要

被疑者→裁判官

国選弁護人選任請求

裁判官→法テラス

国選弁護人候補指名の依頼

法テラス→裁判官

国選弁護人候補者の通知

裁判官

通知の弁護士を国選弁護人に選任

書記官

関係者に通知

## 国選弁護人事務処理の特徴

- 勾留状の発付が終わってから、事務手続開始
- ファックスによる請求、通知（ファックス機の短縮登録機能を利用）
- 選任命令を発令するまで時間を要することが多いので、必ずしも請求日当日に発令できるわけではない。  
→ 発令できなければ次日直担当者に引継ぐ。

## 国選弁護人事務処理の注意点

- 勾留状を発付した裁判官が所属する裁判所で受理する。
- 受理した裁判所と選任命令を発令する裁判官が所属する裁判所が同一である。
- 資力50万円以上の被疑者は、先に私選弁護人選任申し出を行わなければならない（弁護人不在・不受任通知が必要）。